

町長	助役	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書					
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	1525		
		決裁期日	平成18年11月27日		
名称	課長会議(11月定例)会議録				
日時	平成18年11月27日 午前9時00分から10時00分				
場所	第2会議室				
出席者	町長、助役 各課長(12名 代理出席3名を含む) 事務局(総務班主幹、総務班主査)				

内容

町長あいさつ

- ・12月定例議会を迎える。組織機構改革、地方自治法改正に伴う条例改正等が予定されているが、それぞれ対処願いたい。行政報告についても、執行状況等それぞれの課が報告できるよう対応願いたい。
- ・12月1日から、広域行政の出向職員1名の対応を行う。
- ・交通事故防止に向けた再認識を職員に徹底されたい。町議会においては、交通安全宣言等を行っているが、町としても安全大会等を計画したい。
- ・行財政改革に伴う人件費の改正については、職員組合としても苦渋の決断をいただいた。管理職手当についても、定額への改正を行いたいので、近日中の決定を行いたい。
- ・私事になるが、12月1日から10日間の予定で、旭川厚生病院に入院する。助役を中心に、不在時の対応をお願いする。

1 12月定例町議会提出議案等について

総務課長：資料に基づき説明する。

- ・職員組合との妥結内容について、旅費条例と給与条例の改正を、組織機構改革及び地方自治法改正に伴う一括条例の中で、上程することとする。また、選挙従事に関わる報酬の見直し(非常勤の報酬、費用弁償条例の改正)を行う。

総務班主幹：・旅費条例の改正内容は、メール送信してあるので、新年度予算への対応をお願いする。

- ・給与条例については、特殊勤務手当の見直し、役職加算の凍結、期末・勤勉手当の見直し等が、改正内容となっている。

助役：他に12月定例議会に向けて、確認しておくべき事項について発言を求める。

企画財政課長：一般会計補正予算について、町長査定を終えたので、補正内容等について各所管で議会対応願いたい。

助役：決算期に大きな余剰額が発生することのないよう、執行状況に応じた減額補正を行うなど、活きた予算となるよう対応願いたい。

・他に発言がなければ、12月議会への上程議案等について全体で確認したい。
全体：確認する。

2 その他

総務課関係

(1) 年末年始の執務について

総務課長：議案記載及び資料に基づき説明する。

- ・本年度は長期（10日間）の休みとなることから、1月5日を臨時開庁日として窓口業務を行う。（対応職員は振替対応をお願いする。）

助役：住民周知することになるので、全体で確認し、対応したい。

全体：確認する。

(2) 人事異動（12月1日付）について

総務課長：議案に記載のとおり、発令を行う。

(3) 町長不在時における決裁等の取扱いについて

総務課長：町長入院中については、職務代理者を置かず、町長決裁等は、助役決裁後、総務課でまとめて病院へ持参し、町長の意思決定をいただく。

- ・緊急な判断が必要なものについては、各所管に置いて対処されたい。

町長：病室に電話を設置するので、活用願いたい。

全体

その他

総務課長：給与、旅費等の口座払いの協力をお願いする。

- ・交通安全の職場総決起集会を町長退院後に計画したい。
- ・給与関係の改正内容については、早急にメール等で周知したい。
- ・管理職手当定額化の協議を早急に行い決定したい。

会計課長：年末年始において、現金の取扱いがある場合は、規定に沿った適正な取扱いをお願いする。

企画財政課長：平成19年度予算については、本日から12月4日までが最終入力期間となっているので、各課で対処願いたい。

保健課長：今後の福祉、保健サービスのあり方について、基本的な考え方として、一律の提供から、負担能力に応じた対応を図っていくよう整理していきたい。（情報提供として）

事務局：旅費条例の改正内容に沿って、新年度予算への修正入力をされたい。

- ・行政報告については、添付資料等を参考に、12月11までの提出をお願いする。
- ・行政組織規則別表の修正作業については、12月8日までとなっているので、よろしく願います。

助役：それぞれ発言のあった内容について、対応をお願いする。

来月の行事予定について

全体：別添予定表を確認する。

予定表以外の件：12月12日 医療監査（保健所）

[会議終了：10時00分]